

杉並区出産・子育て応援事業

出産・子育て応援ギフト

FAQ（よくある質問）

出産応援ギフト・子育て応援ギフトについて

Q1 出産応援ギフト、子育て応援ギフトとはどのようなものですか。

A 出産育児用品等と交換できる専用カードを支給します。カードに記載された二次元コード等から専用サイトにアクセスし、付与ポイント（5万円または10万円相当）に応じてご希望の商品を選択し、お申込みいただくものです。

杉並区出産・子育て応援事業は、国の「出産・子育て応援交付金」を活用し、東京都との広域域連携事業として実施します。ギフトの詳細は、『東京都出産・子育て応援事業ポイント交換サイト』からご覧いただけます。

●『東京都出産・子育て応援事業ポイント交換サイト』<https://akachan-first.harmonick.co.jp/>

Q2 「出産・子育て応援交付金」と「出産・子育て応援ギフト」は別物ですか。

A 本事業は国の「出産・子育て応援交付金」を活用し、「出産・子育て応援ギフト」として交付しているため、同一です。別物ではありません。

支給手続きについて

Q3 出産応援ギフトの支給を受けるにはどうすればよいですか。

A 令和7年3月31日までに、妊娠の届出時に行う「ゆりかご面接」を受けた方にご案内しています。令和7年4月以降に妊娠届けをされた方、または令和7年3月31日までにゆりかご面接を受けていない方は、妊婦支援給付金の対象になるため出産応援ギフトは支給されません。

Q4 子育て応援ギフトの支給を受けるにはどうすればよいですか。

A 生後4か月未満のお子さんがある全ての家庭を対象に実施している「すこやか赤ちゃん訪問」を受けた際にアンケートに回答し、お渡しする案内に記載の方法（電子）により申請してください。区で確認後、順次ギフトを送付します。

なお、お子さんの誕生日が令和7年4月1日以降である場合は、妊婦のための支援給付の対象になるため、子育て応援ギフトは支給されません。

Q5 里帰り出産の場合、子育て応援ギフトの支給を受けるにはどうすればよいですか。

A 里帰り先から帰ってきて、杉並区で「すこやか赤ちゃん訪問」を受けた場合に、子育て応援ギフトの対象となります。出生後4ヵ月以内に杉並区に戻る予定がない場合は、保健センターまでご相談ください。

支給対象者について

Q6 すでに出産応援ギフトを受け取り済みで、令和7年4月1日以降に出産予定です。出産後に子育て応援ギフトの支給対象になりますか。

A 令和7年4月1日以降に出産される方は、子育て応援ギフトは対象外です。これに代わって、妊婦支援給付金（子どもの数に応じて5万円）の支給対象となります。すこやか赤ちゃん訪問の際に支給手続きの案内をします。

Q7 所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q8 外国籍は支給対象となりますか。

A 国籍に関係なく要件を満たせば支給対象となります。

Q9 多胎児の妊娠・出産の場合は、どのように支給されますか。

A 出産応援ギフトは、妊婦一人に対して、子育て応援ギフトは、生まれたお子さんの人数に応じて支給されます。例えば双子の妊娠・出産の場合は、出産応援ギフトを1セット、子育て応援ギフトを2セット支給します。

Q10 特別養子縁組や普通養子縁組の養親は支給対象となりますか。

A 子育て応援ギフトは支給対象となります。

Q11 流産・死産した場合は、対象になりますか。

A 令和5年4月1日以降に杉並区に妊娠の届出を提出していて、令和7年3月31日までに産科医療機関で流産（死産）を確認された方は、出産応援ギフトの対象となります。令和7年4月1日以降に流産・死産された場合は妊婦のための支援給付の対象となる場合がございます。支給内容、申請方法は以下のページで詳しくご案内しておりますのでご確認ください。（リンク先から申請できます。）

●『杉並区出産・子育て応援事業のご案内（流産・死産された方）』

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s054/19260.html>

住所、転出入について

Q12 杉並区から他自治体へ転出しますが、対象になりますか。

A 杉並区で支給要件を満たし、転出前に申請した場合は杉並区で対象になります。申請前に転出された場合は、転出先自治体に支給手続きについてお問合せください。

※転出先の自治体で支給を希望する場合は転出先自治体へお問合せください。

※出産応援ギフト・子育て応援ギフトは複数の市区町村から二重に受けることはできません。

Q13 他自治体で妊娠の届出をし、杉並区へ転入しますが、対象になりますか。

A 令和5年4月1日以降に他自治体で妊娠の届出をし、杉並区へ転入した方は、杉並区で令和7年3月31日までに「ゆりかご面接」を受けた場合に出産応援ギフトの支給対象となります。なお、令和7年4月1日以降に「ゆりかご面接」を受ける場合は妊婦支援給付金の対象になる場合がありますので、そちらもご確認ください。

※出産応援ギフト・子育て応援ギフトは複数の市区町村から二重に受けることはできません

Q14 他自治体で出産し、杉並区へ転入しますが、対象になりますか

A 令和5年4月1日以降に他自治体で出生の届出をし、杉並区へ転入した方は、杉並区で「すこやか赤ちゃん訪問」を受けた場合に対象となります。なお、お子さんの誕生日が令和7年4月1日以降の場合は妊婦のための支援給付の対象となるため、子育て応援ギフトは支給されません。

※出産応援ギフト・子育て応援ギフトは複数の市区町村から二重に受けることはできません。

Q15 国外で妊娠し、杉並区に転入します。対象になりますか。

A 住民登録や妊娠の届け出の状況により対応が異なりますので、個別に担当にご相談ください。

Q16 国外で出産して、これから杉並区に国外転入します。対象になりますか。

A 住民登録の状況により対応が異なりますので、個別に担当にご相談ください。

Q17 DVにより、杉並区に避難して生活しています。対象になりますか。

A DVにより現在の居住地（杉並区）に住民票を移していない方でも、避難先（杉並区）で要件を満たした場合は、出産応援ギフト・子育て応援ギフトの対象となります。まずは杉並区の窓口（地域子育て支援課（☎5307-0786））に相談してください。

Q18 DVにより、杉並区外に避難して生活しています。住民票は杉並区のままですが、対象になりますか。

A DVにより他自治体に避難されている方は、杉並区の窓口（地域子育て支援課（☎5307-0786））、または、避難先の自治体にお問合せください。

その他

Q19 受け取った出産子育て応援ギフト・子育て応援ギフトの専用カードを紛失しました。どうすればよいですか。

A 専用サイトでポイント登録済みであれば、そのままご利用いただけます。ポイントを未登録で、杉並区で受け取った専用カードを紛失された場合は、支給状況の照会のうえ再発行のお手続きのご案内をいたしますので、杉並区の窓口（地域子育て支援課（☎5307-0786））にご連絡ください。他自治体で受け取った出産・子育て応援ギフトを紛失された場合は支給元の自治体にお問合せ下さい。